



発行 新潟県

第5号

令和6年1月19日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

目 次

告 示

- 43 一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設変更許可申請書の縦覧（資源循環推進課）
- 44 一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設変更許可申請書の縦覧（資源循環推進課）
- 45 被災者生活再建支援法の対象となる自然災害（防災企画課）
- 46 知事指定薬物の指定（感染症対策・薬務課）
- 47 農産物検査法に基づく地域登録検査機関の登録事項の変更（食品・流通課）
- 48 農産物検査法に基づく地域登録検査機関の登録事項の変更（食品・流通課）
- 49 農産物検査法に基づく地域登録検査機関の登録事項の変更（食品・流通課）
- 50 農産物検査法に基づく地域登録検査機関の登録事項の変更（食品・流通課）
- 51 県営土地改良事業の工事完了（農地建設課）
- 52 県営土地改良事業の工事完了（農地建設課）
- 53 県営土地改良事業の工事完了（農地建設課）
- 54 県営土地改良事業の工事完了（農地建設課）
- 55 県営土地改良事業の工事完了（農地建設課）
- 56 道路の区域変更（道路管理課）
- 57 道路の供用開始（道路管理課）
- 58 道路の区域変更（道路管理課）
- 59 道路の供用開始（道路管理課）
- 60 道路の区域変更（道路管理課）

公 告

- 大規模小売店舗立地法に基づく市町村等の意見（地域産業振興課）
- 一般競争入札の中止（出納局会計検査課）

病院局公告

- 特定調達契約の落札者等（病院局経営企画課）

正 誤

- 令和5年4月1日付け県報号外1 選挙管理委員会告示第47号中（選挙管理委員会）

告 示

◎新潟県告示第43号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第9条第1項の規定による一般廃棄物処理施設の変更の許可及び同法第15条の2の6第1項の規定による産業廃棄物処理施設の変更の許可について申請があったので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和6年1月19日

新潟県上越地域振興局長

- 1 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
新潟県糸魚川市上刈七丁目1番1号
明星セメント株式会社
代表取締役 高木 功

- 2 一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の設置の場所
新潟県糸魚川市上刈7丁目1397番地1 外3筆
- 3 一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の種類
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第5条第1項に規定する焼却施設並びに同令第7条第3号に規定する汚泥の焼却施設、同条第5号に規定する廃油の焼却施設、同条第8号に規定する廃プラスチック類の焼却施設及び同条第13号の2に規定する産業廃棄物の焼却施設
- 4 一般廃棄物処理施設において処理する廃棄物の種類
可燃ごみ、不燃ごみ
- 5 産業廃棄物処理施設において処理する廃棄物の種類
汚泥、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、廃プラスチック類、がれき類、紙くず、木くず、繊維くず、(以上、石綿含有産業廃棄物を除く。)、燃え殻、廃油、廃酸、廃アルカリ、ゴムくず、金属くず、鋳さい、動植物性残さ、動物のふん尿、ばいじん、動物系固形不要物、(以上、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。)
- 6 申請年月日
令和5年12月6日
- 7 縦覧場所
新潟県上越地域振興局健康福祉環境部
- 8 縦覧期間
告示の日から1月間
- 9 その他
この一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の変更に関し、利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、生活環境の保全上の見地から意見書を提出することができる。
意見書の提出先 郵便番号943-0807
上越市春日山町3丁目8番34号
新潟県上越地域振興局健康福祉環境部
環境センター環境課

◎新潟県告示第44号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第9条第1項の規定による一般廃棄物処理施設の変更の許可及び同法第15条の2の6第1項の規定による産業廃棄物処理施設の変更の許可について申請があったので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和6年1月19日

新潟県上越地域振興局長

- 1 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
新潟県糸魚川市上刈七丁目1番1号
明星セメント株式会社
代表取締役 高木 功
- 2 一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の設置の場所
新潟県糸魚川市上刈7丁目1153番地3
- 3 一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の種類
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第5条第1項に規定する焼却施設並びに同令第7条第3号に規定する汚泥の焼却施設、同条第5号に規定する廃油の焼却施設、同条第8号に規定する廃プラスチック類の焼却施設及び同条第13号の2に規定する産業廃棄物の焼却施設
- 4 一般廃棄物処理施設において処理する廃棄物の種類
可燃ごみ、不燃ごみ
- 5 産業廃棄物処理施設において処理する廃棄物の種類
汚泥、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、廃プラスチック類、がれき類、紙くず、木くず、繊維くず、(以上、石綿含有産業廃棄物を除く。)、燃え殻、廃油、廃酸、廃アルカリ、ゴムくず、金属くず、鋳さい、動植物性残さ、動物のふん尿、ばいじん、動物系固形不要物、(以上、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。)
- 6 申請年月日

令和5年12月6日

7 縦覧場所

新潟県上越地域振興局健康福祉環境部

8 縦覧期間

告示の日から1月間

9 その他

この一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の変更に關し、利害關係を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、生活環境の保全上の見地から意見書を提出することができる。

意見書の提出先 郵便番号943-0807

上越市春日山町3丁目8番34号

新潟県上越地域振興局健康福祉環境部

環境センター環境課

◎新潟県告示第45号

令和6年1月1日、新潟市の区域内において発生した「令和6年能登半島地震による災害」を被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）の対象となる自然災害とする。

令和6年1月19日

新潟県知事 花角 英世

◎新潟県告示第46号

新潟県薬物の濫用の防止に關する条例（平成26年新潟県条例第88号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定し、同条第4項の規定により告示する。

令和6年1月19日

新潟県知事 花角 英世

1 知事指定薬物の名称

(1) 2-（エチルアミノ）-2-（3-ヒドロキシフェニル）シクロヘキサン-1-オン（通称名：HXE、Hydroxetine）及びその塩類

(2) N-エチル-4-ヒドロキシ-N-プロピルトリプタミン（通称名：4-HO-EPT）及びその塩類

(3) エチル=3, 3-ジメチル-2-（1-ペンチル-1H-インダゾール-3-カルボキシアミド）ブタノアート（通称名：EDMB-PINACA）及びその塩類

2 指定の理由

条例第2条第7号に規定する危険薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため。

3 指定の効力が発生する日

令和6年1月20日

◎新潟県告示第47号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、地域登録検査機関の登録事項の変更の届出があり、登録台帳への記載事項を次のとおりとした。

令和6年1月19日

新潟県知事 花角 英世

登録番号	15014	登録年月日	平成16年8月3日				
登録検査機関の名称	株式会社 野口政一商店						
代表者氏名	代表取締役 野口 政男						
主たる事務所の所在地	新潟県新発田市池ノ端1027番地						
登録の区分	品位等検査						
農産物の種類	国内産玄米						
農産物検査を行う区域	農 産 物 検 査 員			成 分 検 査 業 務 受 委 託 先			
	氏 名	農産物の種類	証明書番号	受委託の区分	登録検査機関の名称	代表者名	主たる事務所の所在地
新潟県	片原 洸太	玄米	K152023004				
備 考	令和6年1月19日農産物検査員1名の新規登録。検査員合計4名。						

◎新潟県告示第48号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、地域登録検査機関の登録事項の変更の届出があり、登録台帳への記載事項を次のとおりとした。

令和6年1月19日

新潟県知事 花 角 英 世

登録番号	15036	登録年月日	令和元年6月28日				
登録検査機関の名称	有限会社エコ・ライス新潟						
代表者氏名	代表取締役 豊永 有						
主たる事務所の所在地	新潟県長岡市脇川新田町字前島970番地100						
登録の区分	品位等検査						
農産物の種類	国内産玄米						
農産物検査を行う区域	農 産 物 検 査 員			成 分 検 査 業 務 受 委 託 先			
	氏 名	農産物の種類	証明書番号	受委託の区分	登録検査機関の名称	代表者名	主たる事務所の所在地
新潟県	雄勝 頌	玄米	K152023005				
	西澤 裕美	玄米	K152023006				
備 考	略称『ERN』 令和6年1月19日 農産物検査員2名の新規登録。検査員合計3名。						

◎新潟県告示第49号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、地域登録検査機関の登録事項の変更の届出があり、登録台帳への記載事項を次のとおりとした。

令和6年1月19日

新潟県知事 花 角 英 世

登録番号	15031	登録年月日	平成17年9月9日				
登録検査機関の名称	株式会社 吉兆楽						
代表者氏名	代表取締役 北本 健一郎						
主たる事務所の所在地	新潟県南魚沼市中203番地1						
登録の区分	品位等検査						
農産物の種類	国内産玄米						
農産物検査を行う区域	農 産 物 検 査 員			成 分 検 査 業 務 受 委 託 先			
	氏 名	農産物の種類	証明書番号	受委託の区分	登録検査機関の名称	代表者名	主たる事務所の所在地
新潟県	若井 洋平	玄米	K152023007				
備 考	略称『(株)吉兆楽』 令和6年1月19日農産物検査員1名の新規登録。検査員合計2名。						

◎新潟県告示第50号

農産物検査法(昭和26年法律第144号)第17条第7項の規定により、地域登録検査機関の登録事項の変更の届出があり、登録台帳への記載事項を次のとおりとした。

令和6年1月19日

新潟県知事 花角 英世

登録番号	15037	登録年月日	令和元年8月16日				
登録検査機関の名称	有限会社 グリーン						
代表者氏名	代表取締役 平石 博						
主たる事務所の所在地	新潟県長岡市飯塚1212						
登録の区分	品位等検査						
農産物の種類	国内産玄米						
農産物検査を行う区域	農 産 物 検 査 員			成 分 検 査 業 務 受 委 託 先			
	氏 名	農産物の種類	証明書番号	受委託の区分	登録検査機関の名称	代表者名	主たる事務所の所在地
新潟県	平石 慎史	玄米	K152023008				
備 考	略称『(有)グリーン』 令和6年1月19日農産物検査員1名の新規登録。検査員合計3名。						

◎新潟県告示第51号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の規定により計画を定めて実施した、次の県営土地改良事業の工事が完了した。

令和6年1月19日

新潟県知事 花角 英世

地区名	事業名	市町村名	完了年月日
日ノ入池	農用地保全施設整備(ため池等整備「地震対策ため池防災」)事業	柏崎市	令和5年11月17日

◎新潟県告示第52号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の規定により計画を定めて実施した、次の県営土地改良事業の工事が完了した。

令和6年1月19日

新潟県知事 花角 英世

地区名	事業名	市町村名	完了年月日
吉井入田池	農用地保全施設整備(ため池等整備「地震・豪雨対策型」)事業	柏崎市	令和5年9月22日

◎新潟県告示第53号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の規定により計画を定めて実施した、次の県営土地改良事業の工事が完了した。

令和6年1月19日

新潟県知事 花角 英世

地区名	事業名	市町村名	完了年月日
仁王谷池	農用地保全施設整備(ため池等整備「地震・豪雨対策型」)事業	柏崎市	令和5年1月31日

◎新潟県告示第54号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の規定により計画を定めて実施した、次の県営土地改良事業の工事が完了した。

令和6年1月19日

新潟県知事 花角 英世

地区名	事業名	市町村名	完了年月日

新池	農用地保全施設整備(ため池等整備「地震対策ため池防災」)事業	刈羽村	令和3年11月30日
----	--------------------------------	-----	------------

◎新潟県告示第55号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の規定により計画を定めて実施した、次の県営土地改良事業の工事が完了した。

令和6年1月19日

新潟県知事 花角 英世

地区名	事業名	市町村名	完了年月日
刈羽長池	農用地保全施設整備(ため池等整備「一般型」)事業	刈羽村	令和3年6月29日

◎新潟県告示第56号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県村上地域振興局地域整備部業務課において縦覧に供する。

令和6年1月19日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 薦川中原線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
村上市朝日中野字中野3252番5から	新	7.2~9.4メートル	571.9メートル
同市中原字高見4049番まで	旧	7.0~9.8メートル	570.2メートル

◎新潟県告示第57号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県村上地域振興局地域整備部業務課において縦覧に供する。

令和6年1月19日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 薦川中原線
- 2 供用開始の区間
村上市朝日中野字中野3252番5から同市中原字高見4049番まで
- 3 供用開始の期日 令和6年1月19日

◎新潟県告示第58号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部用地・行政課において縦覧に供する。

令和6年1月19日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 半蔵金入広瀬停車場線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
-----	------	-------	-----

魚沼市須原字大深沢5034番95から	新	7.8～35.0メートル	263.6メートル
同市須原字大深沢5034番95まで	旧	7.8～30.8メート	263.6メートル

◎新潟県告示第59号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部用地・行政課において縦覧に供する。

令和6年1月19日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 半蔵金入広瀬停車場線
- 2 供用開始の区間
魚沼市須原字大深沢5034番95から同市須原字大深沢5034番95まで
- 3 供用開始の期日 令和6年1月19日

◎新潟県告示第60号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部用地・行政課において縦覧に供する。

令和6年1月19日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 佐渡一周線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
佐渡市北鶴島字大畑206番1から	新	4.8～9.4メートル	48.0メートル
同市北鶴島字大畑211番まで	旧	4.8～5.0メートル	48.0メートル

公 告

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

令和6年1月19日

新潟県知事 花角 英世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名 称 新村上ショッピングプラザ
所在地 村上市仲間町197番地 外
設置者 イオンリテール株式会社 他1者
- 2 届出の概要及び公告日
概 要 大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による変更（荷さばき施設の位置及び廃棄物等保管施設の位置）に関する届出

公告日 令和5年8月29日

3 意見の概要

(1) 村上市からの意見の概要

意見なし

(2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

4 縦覧場所

新潟県産業労働部地域産業振興課

5 縦覧期間

令和6年1月19日から令和6年2月19日まで

一般競争入札の中止について（公告）

令和5年12月5日付けで公告した「除雪機械等の購入」のうち、「サ 除雪ドーザ（18t級、両サイドシャッター、反転エッジ付）」について、入札参加者がなかったため、入札を中止する。

令和6年1月19日

新潟県知事 花 角 英 世

病院局公告

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、新潟県病院局の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年新潟県病院局管理規程第17号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和6年1月19日

新潟県立がんセンター新潟病院長 田中 洋史

1 調達物品及び数量

病理ホールスライド画像保存表示装置 一式

2 契約に関する事務を担当する機関の名称及び住所

新潟県立がんセンター新潟病院経営課

新潟県新潟市中央区川岸町2丁目15番地3

3 調達方法

購入等

4 契約方法

一般競争入札

5 落札決定日

令和5年12月25日

6 落札者の氏名及び住所

クロスウィルメディカル株式会社

新潟県新潟市東区紫竹卸新町1808番地22

7 落札価格

36,630,000円

8 入札公告日

令和5年11月14日

9 落札方式

最低価格

正 誤

令和5年4月1日付け新潟県選挙管理委員会告示第47号（新潟県議会議員一般選挙における選挙長職務代理者の異動）中

ページ	行	誤	正
5	11	新潟県選挙管理委員会告示第45号	新潟県選挙管理委員会告示第47号